

雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」(65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者)となっている場合を除き適用除外です。

● 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を提出してください。

● 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出してください(平成29年3月31日が提出期限です)。

● 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。)

● Q&A

Q1 平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の労働者だけが対象となりますか。それとも、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者がいますが、平成29年1月1日になったら雇用保険の加入手続きをしなければならないのですか。

A1 平成29年1月1日以降に65歳以上の労働者を新たに雇用した場合だけでなく、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者についても、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の適用の対象となりますので、加入手続きを行う必要があります。平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している65歳以上の労働者の資格取得届は、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに提出してください。

Q2 平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者について、適用要件に該当するかどうかはいつの時点で判断しますか。また、労働者が雇用保険の適用を希望しない場合はどうすればよいのですか。

A2 適用要件に該当するかは、平成29年1月1日時点で判断してください。要件に該当すれば雇用保険の被保険者資格の取得日は平成29年1月1日となります。なお、事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず適用となります。

● 高年齢求職者給付金

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給(年金と併給可)されます。なお、給付金を受けるには、離職後に居住地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定を受ける必要があります。なお、受給資格の決定には、①離職していること ②積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること ③離職前1年間(病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができる場合があります。)に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算)あること以上の3つの要件を満たす必要があります。受給資格の決定を受けた後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額(※)が支給されます。

(※) 被保険者であった期間が1年以上の場合：基本手当日額の50日分

被保険者であった期間が1年未満の場合：基本手当日額の30日分

基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおよそ50%~80%

(上限6,370円(平成29年7月31日までの額))